新しい契約書作成サービスのサンプルはございません。ご了承ください。

サンプル

契約書の修正

＊ヒアリングに基づき修正

秘密保持契約書

●●株式会社（以下「甲」という）と▲▲株式会社（以下「乙」という）は、甲乙間で相互に開示される~~甲が保有する~~秘密情報の取扱いに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。本契約において秘密情報を開示する当事者を「開示者」といい、逆に相手方より秘密情報の開示を受ける当事者を「受領者」という。

第 1 条（開示目的）

甲および乙は、秘密情報を、両者間の業務提携の可能性を検討するために必要となる情報交換および秘密情報の評価を目的（以下、「開示目的」という）として開示することに同意する。

本契約締結日以後、甲の製品に関する製造委託および販売代理店契約の締結可能性を協議するため。

第 2~~1~~ 条（秘密情報の定義）

1.本契約において「秘密情報」とは、開示目的のために開示者から受領者に開示される、~~甲が乙に開示する~~経営、技術、財務、人事または営業に関する一切の情報およびその複製・複写物のうち、本契約有効期間中に開示者が受領者に対して開示した以下の各号の情報をいう。

~~一切の情報（文書、電子データ、口頭による情報を含む）をいう。~~

(1) 書面（Email およびファクシミリを含む）、図面または仕様書等に記載されて開示された情報および機器、装置、部品、サンプルもしくは現品等の有形物またはサーバー、ハードディスク、磁気メディア、プリントアウトされた用紙等の記録媒体にて開示された情報については、「秘密」、「Confidential」等、秘密事項である旨を開示者が明示したもの

(2) 口頭または映像にて開示された情報については、開示後 30 日以内に、開示日時、主な内容、甲乙の担当者名、開示場所および開示の経緯等を記載した書面を開示者から受領者に対して発行したもの

2. 前項の規定に関わらず、~~ただし、~~秘密情報が以下の各号に該当する場合~~情報~~は除外する。

(1) 開示または提供された時点で公知の情報

(2) 開示または提供された時点で自己が所有していた情報

(3) 受領者~~乙~~の責によらずして公知となった情報

(4) 受領者~~乙~~が正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報

(5) 開示者~~甲~~からの開示によらずに受領者~~乙~~が独自に開発した情報

(6) 弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、弁理士、社会保険労務士その他職務上、守秘義務を負っている専門家からのアドバイスを受けるために開示するもの

(7) 政府、政府機関の要請または法令の定めにより、開示を求められたもの

第 3~~2~~ 条（秘密保持義務）

1. 受領者~~乙~~は、本契約における秘密情報を、開示者~~甲~~の事前の書面による承諾なく、第三者に対し開示、漏洩してはならない。

2. 受領者~~乙~~は、秘密情報を本契約の目的以外の目的で使用してはならない。

3. 受領者~~乙~~は、秘密情報の管理に際し、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第 4~~3~~ 条（秘密情報の複製および返還等）

1. 受領者~~乙~~は、開示者~~甲~~の事前の書面による承諾なく、秘密情報を複製および改変してはならない。

2. 受領者~~乙~~は、開示者~~甲~~の要求があった場合、秘密情報およびその複製物のすべてを開示者~~甲~~に返還、廃棄または他の必要な処理を行わ~~し~~なければならない。

コメントの追加 [修正案1]: この度のお取引では、甲乙双方ともに秘密情報を開示する予定とお聞きしていますので、このように修正させていただきました。

コメントの追加 [修正案2]: 本契約全体をとおして、甲乙双方にとって平等な内容とするために、「開示者」と「受領者」という表現を追加しております。

コメントの追加 [修正案3]: 開示目的を明確に定めない場合、どこからが目的外使用なのかの判断が困難となります。
つまり、開示者側としては情報の不適切な利用を防ぐことが難しくなり、受領者も自身の行為が契約違反に当たるかどうかを判断しづらくなります。このリスクを回避するため、開示目的を定義しました。

コメントの追加 [修正案4]: 元の条文では、甲から乙に開示されるすべての情報が「秘密情報」として扱われておりましたが、これは乙にとって過度な負担であり、また、この度のお取引では、甲乙双方が秘密情報を開示する予定とお聞きしていますので、公平な内容に修正をしております。

コメントの追加 [修正案5]: さらに、甲乙間に誤解が生じないように「秘密情報」の定義を明確にすべく(1)(2)を追加定義しました。

コメントの追加 [修正案6]: (1)～(5)以外にも、秘密保持義務の例外として一般的に規定される事項を追加しています。

コメントの追加 [修正案7]: 通常は、「改変」も禁止対象となりますため、追加で規定しております。

コメントの追加 [修正案8]: 返還では適切に処理できないものを想定して、このように修正しております。

行政書士事務所
TOKIIRO Works
—"時間（とき）"を"彩（いろ）どり"未来へつなぐ—